

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集責任者■湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 日豪共同の国際委員会(ラッド委員会)に懸念と期待

# 「核兵器のない世界」への気運に 水を差すな

ケビン・ラッド豪首相が今年6月に提唱した「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(通称「ラッド委員会」)の立ち上げに向けて、日豪政府が動き出した。来月にはシドニーで初会合を迎える。しかし、委員会が何を目的とするのか必ずしも明確でない。2006年のプリクス委員会報告を基礎とし、2007年以後のフーパープランの潮流を生かしながら、核兵器廃絶のビジョンと道筋を検討するものであるとすれば、歓迎される。しかし、今の日本政府がそれができるだろうか。結果的に「核兵器のない世界」に向けた国際的気運を停滞させかねないとの不安が残る。市民社会の監視と関与が必要である。

### ラッド委員会

来日したラッド首相は6月9日、シュルツ元国務長官らの「核兵器のない世界」アピール<sup>1</sup>を引用しつつ、2010年に向けた「新しいアプローチ」として、ギャレス・エバンス元外相を共同議長とする委員会の設立を提案した(本誌307・8号参照)。日本は7月9日の首脳会談で共同イニシアティブへの参加を正式表明、共同議長として川口順子元外相の任命を明らかにした。

エバンス・川口両議長は、8月7日にオーストラリア大使館で、25日には外務省で共同議長会議と記者発表を行った。委員会の全容は明らかでないが、オーストラリアのNGO関係者が入手した情報などを総合すると、次のようになる。

- ・10月19日～21日、シドニーで初会合を開く。
- ・16名の委員を選定する(現在までに10人程度は決定している)。委員となるのは、首相・大統領レベルの政治・外交経験者を含む、国家の政策に影響力を持つ有識者。核兵器国を含め世界各国から選ばれる。
- ・委員にはならなかったが、この問題に関心を持つハイレベルの人々で構成される諮問委員会のような組織が作られる。
- ・2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議の前、すなわち09年末か2010年のはじめに報告書をまとめる。それまでに4回の会合を予定する。
- ・オーストラリアのロウイー国際政策研究所、日本国際問題

研究所(JIIA)等のシンクタンクが関わる。

### 日本参加で変質?

しかし、実のところ、委員会が何を指すものかはっきりしない。この取り組みが2010年NPT再検討会議を睨んだものであることは、これまでの諸情報で確認できる。ラッド首相の6月9日の演説を読むと、委員会は(1)核兵器廃絶を目指したキャンベラ委員会(後述)の試みを継承するものであって、NPT再検討会議を視野に入れるのはタイミングの問題にすぎないとも読めるし、(2)NPT再検討プロセスへの実際の提言をまとめるのが委員会の主目的であるようにも読める。(1)と

### 今号の内容

#### ラッド委員会への懸念と期待

民主党議連「北東アジア非核地帯条約案」の意義 <資料>条約案(抜粋)

欧州PNND、「核兵器禁止条約」支持を呼びかけ  
北極非核兵器地帯の可能性 A・バックレイ

米議会、水上艦の原子力化を立法

<資料>08会計年国防認可法第1012節

【連載】被爆地の一角から(31)

米印核協定とIAEA 土山秀夫

(2)には大きな違いがあり、評価する視点も変わってくる。

共同議長に名指しされたエバンス元外相は、6月10日のABCラジオ・インタビューで、「これらの恐ろしい兵器を永遠に非合法化する実際のプロセスにおいて目に見える動きがないままで、不拡散問題において我々が必要としている信頼できる保証を得ることは無理であろう」と、核兵器非合法化への意欲を見せた<sup>2</sup>。ここにはキャンベラ委員会と同じような高い志を読み取ることができ、委員会は(1)を目指していると考えられる。

ところが、川口順子元外相が共同議長の一人になり、取り組みが日豪共同のイニシャチブになってからの委員会が、どのような目的のものになったのかが極めて不明確である。率直に言えば、日本政府の核兵器廃絶への努力における実績を経験してきた私たちからすれば、日本政府が関与するとエバンス元外相のような志は骨抜きになる虞が強い。川口元外相は8月25日の記者会見の報告で、委員会は「核不拡散、核軍縮、原子力の平和的利用について提言する」と述べているが<sup>3</sup>、それは、委員会の目的は、(1)でなく実際は(2)であるとの印象を与えるものである。

### 3つの委員会

政府のイニシアティブで設立された「国際専門家委員会」としては、オーストラリア主導の「核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会」(以下、「キャンベラ委員会」)、日本主導の「核不拡散・軍縮に関する東京フォーラム」(同「東京フォーラム」)、そして、スウェーデン主導の「大量破壊兵器委員会」(同「ブリクス委員会」)がある。

これら3つの委員会について簡単に振り返っておこう。

#### ①キャンベラ委員会

95年のNPT再検討会議で冷戦後に生まれた核兵器廃絶の気運を反映して、95年11月26日、当時のポール・キーティング豪首相の提案で設置された。

委員には、ノーベル平和賞受賞者のジョセフ・ロートブラット氏、1995年NPT再検討・延長会議議長を務めたジャヤンタ・ダナパラ大使、ロバート・マクナマラ元米国防長官など、さまざまなバックグラウンドを持つ有識者11か国17人が選定され、オーストラリアのリチャード・バトラー大使が議長を務めた。3回の会議を経て、96年8月14日に報告書<sup>1</sup>が発表され、同年秋の国連総会に提出された。

#### ②東京フォーラム

1998年8月、インド、パキスタンによる核実験実施を契機に、日本政府のイニシアティブで立ち上げられた。当時の橋本龍太郎首相が提唱し、小淵恵三外相(のち首相)に引き継がれた。共同議長を元国連事務次長の明石康氏、日本国際問題研究所の松永信雄氏が務めた(肩書きは当時)。4回の会議を経てまとめられた報告書(「核の危険に直面して——21世紀への行動計画」)<sup>2</sup>は、99年7月14日に小淵首相、8月4日にアナン国連事務総長(ともに当時)にそれぞれ提出された。

#### ③大量破壊兵器委員会

スウェーデン政府のイニシアティブで03年末に設立された。委員長の元国連イラク査察団(UNMOVIC)団長ハンス・ブリクス氏の名を取って「ブリクス委員会」と呼ばれる。14人の委員には、ペリー元米國務長官、「ラッド委員会」共同議長のエバンス元外相らの名前がある。06年6月1日、報告書「恐怖の兵器——世界を核・生物・化学兵器から解放する」が10回の会議を経てまとめられ、国連事務総長に提出された。その

名の通り、報告書は大量破壊兵器全般を扱うものであるが、核兵器に多くの焦点が当てられている(本誌260号に「勧告」の核兵器関連部分の全訳)。

### 東京フォーラムの弱さ


これら3つの報告書は、詳細な情勢分析と具体的勧告の提示という点で共通している。しかし、核兵器廃絶という目標を掲げた提言としては、残念ながら東京フォーラムが最も弱い。

本誌260号で詳説したように、最も新しいブリクス報告は現在も依拠されるべき重要な文献である。とりわけ、そこに貫かれた厳格な公正原則はこの文書の普遍性を高めている。ブリクス委員会は5つの指針を掲げたが、「大量破壊兵器は誰の手にあっても危険」という認識を公正原則のとして掲げている。また、現実的な初期的行動を多く提言しながらも、「核兵器を非合法化するという目標に妥協があってはならない」を指針の一つとした。

一方、キャンベラ委員会は「核兵器が永久に保存され、しかも偶然によっても、決定によっても、決して使用されることはないとする主張には信頼の余地がない。唯一完璧な防御法は、核兵器の廃絶と絶対に二度と作らないという確約しかない」という基本認識を述べ、新アジェンダ連合の基本認識として採用された。実際、報告書は、「核兵器のない世界の方が、ある世界よりも安全である」ことを多くのページを割いて論証し、冷戦後の非核世界の論理を一般化するのに大きく貢献した。また「警戒態勢の解除」「先制使用の放棄」「非保有国への使用禁止」など、今日議論されている初期段階の措置について先駆的な提言を行った。

これらに比較して、東京フォーラムの報告書は現実への妥協を強く感じさせるものとなった。たとえば、私たちは賛同できないものであったが、キャンベラ委員会は「核兵器に対して残る唯一の軍事的効用は、他国の使用を抑止すること」と、冷戦後において核抑止論を狭く封じ込める立論をした。ところが東京フォーラムは、この議論を支持しながら、核兵器の先制不使用について「それが他の大量破壊兵器の使用を容易にすることにならない限り有益であろう」と述べ、キャンベラ委員会がせっかく作った論理的枠組みを台無しにしたのである。現プッシュ政権が登場する前に、核兵器の役割拡大の論理を準備したのである。米国の核の傘によって北朝鮮を抑止する(当時は化学兵器を念頭にしていた)という日本政府の政策が背後にあったと考えられる。

### 求められる委員会

いま、3つの政府イニシアティブの委員会の系譜を継ぐものとして私たちが望むのは、ブリクス委員会報告を基礎として、昨年以來生まれているフーバープランの「核兵器のない世界」を実現しようというビジョンと行動の訴えを活用し、核廃絶のスピードを加速させるという強い意志をもった委員会である。ラッド委員会の目的は不明であるが、このようなものになるためには、なみなみならぬ市民社会の監視と関与が必要であると思われる。(中村桂子、梅林宏道) 

注

1 [www.dfat.gov.au/cc/cc\\_report\\_intro.html](http://www.dfat.gov.au/cc/cc_report_intro.html) ピースデポ・イアブック1998年版に要旨訳。

2 08年6月10日。[www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5482&l=1](http://www.crisisgroup.org/home/index.cfm?id=5482&l=1)

3 川口順子オフィシャルサイト。[www.yorikokawaguchijp/official/archives/2008/08/825.php](http://www.yorikokawaguchijp/official/archives/2008/08/825.php)

# 画期的な協調的安保 への一歩

## 民主党核軍縮議連、 「北東アジア非核地帯条約案」を 発表

長崎原爆の日の前日にあたる8月8日、民主党核軍縮促進議員連盟<sup>1</sup>（岡田克也会長）は長崎市で記者会見し、北東アジア非核兵器地帯条約案を発表した<sup>2</sup>。北東アジア非核兵器地帯の構想を条文まで具体化した提案が主要政党の議員グループから出されたことは初めてのことである。

条約案は、前文と13条から構成され、付属議定書が添付されている（下の囲みに抜粋）。ピースデポが2004年7月に公表したモデル「非核兵器地帯条約」案<sup>3</sup>を基礎にして作られている。ピースデポ案は15条からなるが、民主党案では、第5条、「放射性物質の海洋投棄と空中放出」、第6条、「核施設への武力行使の禁止」を削除している。また、前文において国際刑事裁判所（ICC）との関連を強調しているのも、民主党案の特徴である。

条約の基本構造は、ピースデポ提案と同じ「3+3」6か国条約となっている。つまり、「地帯内国家」として、日本、韓国、北朝鮮が、核兵器のない地帯を実現し、「近隣核兵器国」として中国、ロシア、米国の3か国が「非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用せず、かつ使用の威嚇を行わない」ことを第3条「核爆発装置に関する基本的義務」で明記している。

記者会見の直後、岡田克也議連代表は、ホームページ<sup>4</sup>で次のように述べている。「非核地帯の条約が次々にできることで、地理的に最終的には核保有国以外の地域が非核地帯の条約をそれぞれ結び、そして最終的にはそれが1つのものにな

れば、全体の核廃絶に向かって、非常に大きな意味を持つと考えています。」「この条約案が条約になりますと、日本としては第一にアメリカの核の傘から出るという決断をすることになります。そして、核の先制使用というものがこの地域においてなされなくなるということになります。」

ここには、2000年のNPT（核不拡散条約）再検討会議で合意された「保有核兵器の完全廃棄に対する明確な約束」を実行していくために、「核兵器依存の非核兵器国」たる日本が、核兵器に依存しない安全保障政策をとるべきであるという強いメッセージが込められている。

また、岡田代表は直接言及していないが、何よりも画期的なことは、この条約案は日本がアジアにおける協調的安全保障に向かうことを自ら指し示す最初の具体的提案であることだ。「核の傘」政策やミサイル防衛といったこれまでの日本政府発のイニシャチブは、すべてが、地域の国家のいずれかとの軍事的対抗を前提とし、相手を凌駕する、したがって結果的に軍事的緊張の増加と軍備競争を招くものであった。しかし、この条約案は地域国家のすべてと協調しながら、地域の緊張を緩和するという高い志を具体的に実践しようとするものである。

画期的ではあるが、これを実のある方向に導くためには、世論の強い後押しが必要である。単に政党の一グループや一政党のものとして見るのではなくて、日本の安全保障政策の転換点にすることを意義を、多くの市民が理解し、広範な世論を形成することが必要だ。被爆国として核兵器廃絶の真のリーダーシップを発揮する突破口にもなる。市民の努力と同時に、議員自身の努力も望みたい。政権をめぐる政党間の競争は必要であろう。しかし、このようなテーマこそ有志議員が党派を超えて議論を深める必要と価値のあるテーマである。とりわけ、超党派で形成されているPNND日本が本案を叩き台として議論を深めることを期待したい。（湯浅一郎、梅林宏道）<sup>10</sup>

注

1. 2006年8月22日、39名の衆参国会議員が参加して発足した。
2. 全文は、[www.katsuya.net/upload/pdf/joyaku\\_honbun/pdf](http://www.katsuya.net/upload/pdf/joyaku_honbun/pdf)
3. ピースデポ・ホームページ、また「イアブック2005」資料21。英文テキストはピースデポ・ワーキングペーパーNo.1E。
4. 岡田克也メルマガ08年8月14日号。 <http://katsuya.weblogs.jp/>

### 東北アジア非核兵器地帯条約（案）

<抜粋>

2008年8月8日

民主党核軍縮促進議員連盟

#### 前文

この条約の締約国は、東北アジアは、核兵器が実際に使用された世界で唯一の地域であることを想起し、  
また、二つの都市の破壊と数10万人の市民の被爆によってもたらされた、約60年を経た現在にも続く人間的、社会的な形容しがたい苦難に思いを致し、日本と朝鮮半島には、今なお多くの被爆者が不安に包まれて生きていることに思いを致し、  
現在の核兵器は、当時よりもはるかに強力な破壊力を持ち、人類の築いた文明を破壊する唯一の兵器であることを認識し、  
朝鮮半島においては「朝鮮半島の非核化に関する南北共同宣言」が1992年2月に発効し、日本においては、今日国是とされる非核三原則が1967年以来確立していることを

想起し、  
したがって、この地域に関係国の自発的合意に基づいて非核兵器地帯を設立することは、歴史的経緯から極めて自然な希求であるという認識を共有し、(中略)  
「核兵器使用の違法化」の前提となる、ICC国際刑事裁判所に、世界の国があまねく加盟国となるグローバル・ラティフィケーション（普遍的批准）を推進し、  
本条約の設立が、先に存在するトラテロルコ条約（ラテンアメリカ核兵器禁止条約）ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）、ペリンドバ条約（アフリカ非核地帯条約）、バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約）とともに、全世界の大部分の地域において非核地帯を作り出し、  
これらの設立が、さらなる非核地域を拡大させ、いずれ地球全体が非核地帯となることにより、世界中の人々が核の恐怖から逃れる日が訪れることを希求し、  
次のとおり協定した。

#### 第1条 用語の定義

この条約及びその議定書の適用上、

- (a)「東北アジア非核兵器地帯」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国の領域で形成される地域を意味する。
- (c)「地帯内国家」とは、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国を意味する。
- (d)「近隣核兵器国」とは、NPT条約上の核兵器国のうち中華人民共和国、アメリカ合衆国及びロシア連邦を意味する。
- (e)「締約国」とは、「地帯内国家」と「近隣核兵器国」とを合わせた六か国のうち、本条約の規定にしたがって批准書を寄託した国家を意味する。
- (g)「放射性物質」とは、国際原子力機関（IAEA）によって推奨された余裕又は許容限度を越える放射性核線量を含有している又は汚染されている原料をいう。
- (h)「放射性廃棄物」（略）

#### 第2条 条約の適用

1. 別段の規定がない限り、この条約及び議定書は「東北アジア非核兵器地帯」に適用される。
4. 地帯内国家の領域内にある近隣核兵器国の管理下にある軍事施設もまた「東北アジア非核兵器地帯」の一部として条約の適用を受ける。

### 第3条 核爆発装置に関する基本的義務

#### 1. 地帯内国家の義務

地帯内国家は、次のことを約束する。

- (a) 東北アジア非核兵器地帯の内であるか外であるかを問わず、核爆発装置の研究、開発、実験、製作、生産、受領、保有、貯蔵、配備、使用を行わない。
- (c) 自国の安全保障政策のすべての側面において、核爆発装置に依存することを完全に排除する。
- (d) 1945年の原子爆弾投下が都市や市民に与えた被害の実相を、現在及び将来の世代に伝達することを含め、核軍縮の緊急性に関する教育の世界的普及に努力する。

#### 2. 近隣核兵器国の義務

近隣核兵器国は、次のことを約束する。

- (a) 東北アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用せず、かつ使用の威嚇を行わない。
- (c) 近隣核兵器国は、核爆発装置を搭載する船舶または航空機を、地帯内国家に寄港、着陸若しくは、領空通過させようとする場合、又は無害通航権若しくは通過通航権に含まれない方法によって地帯内国家の領海を一時通過させようとする場合には、当該地帯内国家に許可を得るため、事前に協議を行う。協議の結果許可するか否かは、当該地帯内国家の主権的権利に基

づく判断に委ねられる。

### 第4条 原子力の非軍事的利用

1. 本条約のいかなる規定も、締約国が原子力を非軍事的に利用する権利を害しない。
2. 地帯内国家は、核不拡散条約(NPT)第3条に定められた保障措置の下においてのみ、原子力の非軍事的利用を行うものとする。

### 第5条 東北アジア非核兵器地帯委員会の設立

本条約の履行を確保するために東北アジア非核兵器地帯条約委員会(以下、「委員会」と言う)を設立する。

### 第6条 執行委員会の設立

1. 委員会の下部機関として執行委員会を設立する。(後略)

### 第7条 管理制度の確立

1. 締約国の本条約上の義務の遵守を検証するため、ここに管理制度を設置する。
2. 管理制度は、以下のものより構成される。

(a) 第4条3項に規定するIAEAの保障措置制度

(b)～(d)略

### 第8条 署名、批准、寄託及び発効

1. 本条約は、中華人民共和国、アメリカ合衆国、ロシア連邦、日本、大韓民国及び朝鮮民主主義人民共和国による署名のために開放される。
2. 本条約は、署名国の憲法上の手続きにしたがって批准されなければならない。批准書はここに寄託国として指定される〇〇に寄託される。
3. 本条約は、すべての地帯内国家と少なくとも二つの近隣核兵器国が批准書を寄託した日に発効する。

### 第9条 留保の禁止 (略)

### 第10条 条約の改正 (略)

### 第11条 再検討会議 (略)

### 第12条 紛争の解決 (略)

### 第13条 有効期間

本条約は無期限に効力を有する。

### 東北アジア非核兵器地帯条約 付属議定書(案)

本議定書締約国は、核兵器の全面的禁止と完全廃棄の達成に向けた努力に貢献し、それによって東北アジアを含む国際の平和と安全を確保することを希望し、〇年〇月〇日に〇〇において署名された東北アジア非核兵器地帯条約に留意して、次のとおり協定した。

### 第1条 東北アジア非核兵器地帯条約の尊重

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯条約(以下「条約」という)を尊重し、条約締約国による条約への違反または議定書締約国による本議定書への違反となるいかなる行為にも寄与しないことを約束する。

### 第2条 核兵器の不使用

議定書締約国は、東北アジア非核兵器地帯に対して核爆発装置を使用しない、また使用の威嚇を行わないことを約束する。

### 第3条 寄港と通過 (略)

### 第4条 署名、批准、発効

1. 本議定書は、フランス共和国とグレートブリテン・北アイルランド連合王国による署名のために開放される。
2. 本議定書は批准されなければならない。批准書は条約寄託国に寄託される。
3. 本議定書は、各議定書締約国が批准書を寄託した日に発効する。

## 議員として核兵器禁止条約を 支持します

2008年7月1日、核不拡散条約(NPT)の40周年記念日に、PNND(核軍縮・不拡散議員連盟)欧州議会支部が呼びかけた。

国会議員として、党派をこえて世界各国から以下のことを呼びかける。

新しい国家への核兵器の拡散、テロリストが核兵器を入手あるいは生産する可能性、現在の保有国による核兵器の維持・使用政策の継続、などがもたらしている脅威が高まっていることを、私たちは懸念する。

核兵器の拡散を阻止し、世界的な安全を達成するための唯一の確かな道は、決然として核兵器の全面禁止と完全廃棄に向かつて進むことであると、私たちは信じる。

国際司法裁判所によって確認された、厳密で効果的な国際管理の下におけるあらゆる側面の核軍縮を誠実に達成するべきであるという万人への義務を、私たち

は真剣に受けとめる。

したがって、私たちは以下のことを訴える。

1. 世界規模の差別のない条約、すなわち核兵器禁止条約(NWC)を通して核拡散を阻止し、核兵器撤廃を達成する多国間交渉を呼びかける。
2. 実際の条約を達成するためのガイドとして、また、核兵器廃絶を可能にする法的、技術的、制度的、および政治的措置の探求例として、NPT準備委員会(NPT/CONF.2010/PC.1/WP.17)および国連総会(UN Doc A/62/650)にコスタリカ及びマレーシアによって提出されたモデル核兵器禁止条約を支持する。
3. 核兵器の廃絶と完全廃棄は、多くのすでに出来上がった措置や逐次達成される措置はもちろん、一連の同時進行する措置が関与するような複雑な過程となること、したがって、核兵器禁止条約は1個の条約になる可能性も複数協定のパッケージ

ジになる可能性もあることを認識する。

4. 核兵器禁止条約は、NPT、CTBT(包括的核実験禁止条約)、IAEA(国際原子力機関)など既存の不拡散・核軍縮条約を取り入れ、強化し、関連づけ、また発展させるものであることを強調する。

5. 交渉を促進し、世論を高め、核軍縮に向かう諸措置を特定し、条約を支持し履行するために各国がとり得る措置を示すために、それぞれの国会にモデル核兵器禁止条約を提出することを約束する。

私たちは、世界中の国会議員にこれらの努力に加わるよう呼びかける。

発起人・PNND 欧州議会支部副議長:

アナ・ゴメス(PSE: 欧州議会社会主義グループ、ポルトガル)

アネミー・ネイツ(ALDE: 欧州自由・民主グループ同盟、ベルギー)

ギルツ・クリストフスキス(UEN: 国家グループ欧州ユニオン、ラトビア)

アンゲリカ・ベール(Greens/EFA: グリーン・欧州自由同盟グループ、ドイツ)

アンドレ・ブリー(GUE/NGL: 欧州左派同盟・北欧グリーン左派、ドイツ)

(訳:ピースデポ)

# 北極非核兵器地帯の可能性

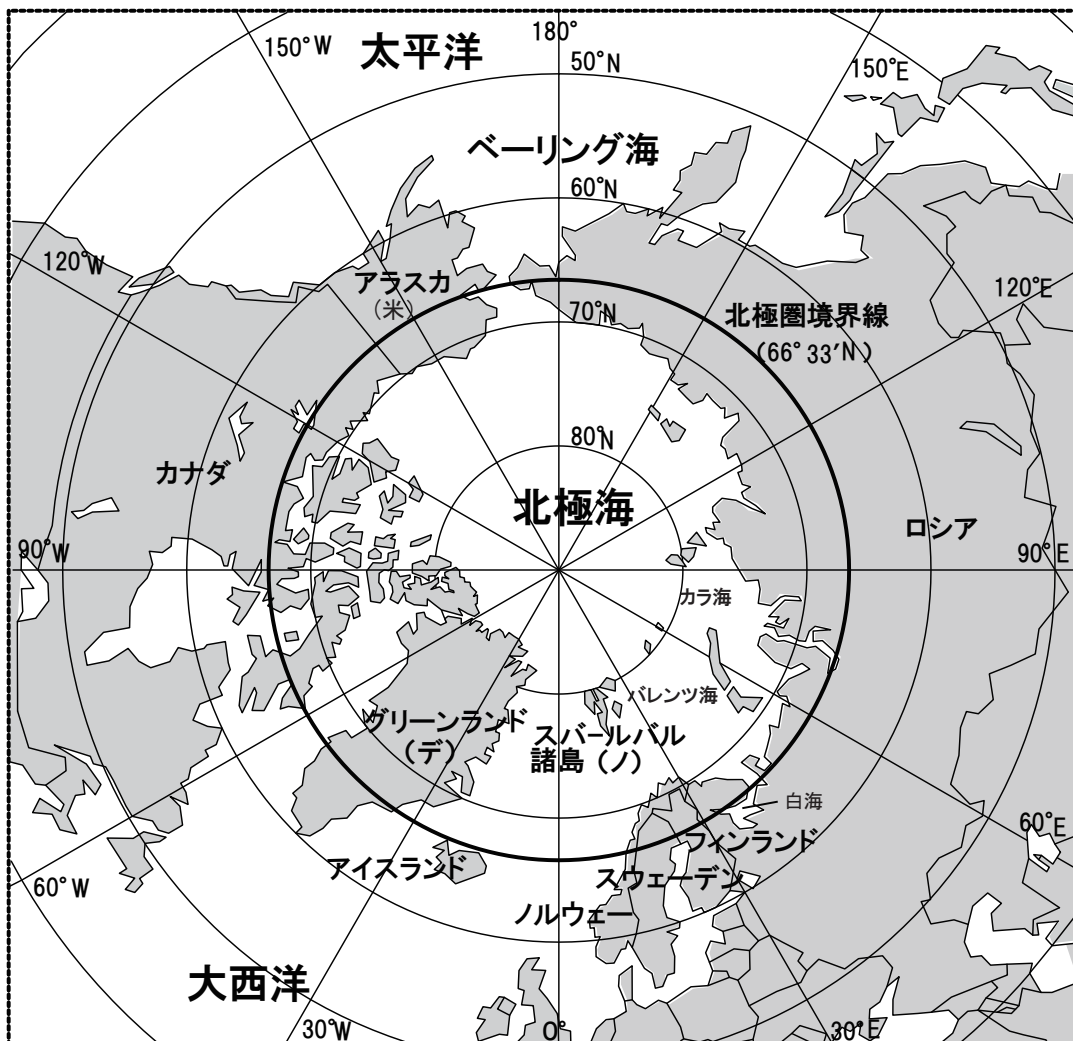
アデル・バックレイ (カナダ・パグウォッシュ・グループ)

地球温暖化によって北極海の氷が溶け始め、北極圏の政治的、経済的環境が大きく変わろうとしている。資源を巡る争いが関係国の軍事的な衝突に発展する可能性、米口の核兵器競争の場となる可能性などを憂慮して、北極圏を非核兵器地帯にするアイデアが浮上している。北極非核兵器地帯の意義と予想される困難を概観するためにバックレイ女史の小論を翻訳した。08年7月11日、パグウォッシュ (カナダ) で開催された核軍縮不拡散議員連盟 (PNND) で発表されたものであり、原文は以下のURL で読める。(編集部)  
[http://www.gsinstitute.org/pnnd/events/Pugwash2008/pres\\_Buckley.pdf](http://www.gsinstitute.org/pnnd/events/Pugwash2008/pres_Buckley.pdf)

## 温暖化がもたらした戦略環境の変化

北極圏を覆う氷は、気候変動学者の予想よりも更に早い速度で溶けている。このように先例のない試練の結果を律する公平な体制を確立するためには高度な国際協調が必要とされるであろう。北極圏海水の露出、それに伴う航路の開通は、国際貿易による経済的利益の可能性や、海底の石油やガス、その他の資源の探索の可能性をもたらす。200海里以内に保証された領域的管轄権は存在しているが、その他の場所では国家が自国のアクセスや権利、場合によっては海底の一部の主権を確保する措置をとろうとしている。安全保障戦略は軍事能力の展開の増強を要求す

るであろう。領土的な要求やそれに対抗する要求は、公然たる紛争へと陥りかねない緊張状態を作り出すだろう。北極の氷がなくなったとき、ロシアと米国両国の海軍作戦は活発化し、特に両国は核武装潜水艦を保持するため、軍事衝突の可能性も生まれるだろう。北極圏はこの2大核大国が存在する場所となるが、両国がこれほどに接近する場所は他にない。海上、地上の双方において、さらなる核武装化の可能性が考えられる。分別をもって考えれば核兵器は縮小され早晩廃絶されるはずであり、南極が現在そうであるように、北極においても核兵器の役割は存在し得ない。核兵器があからさまに北極圏に存在すれば、そこにある国や



人々を常に多角的な危険にさらす。したがって手遅れにならないうちに防止策がとられなければならない。一見この問題は、北極圏の気候変動への適応問題においては周辺的に思われるかもしれないが、実は北極圏の安全保障環境への中心的な問題なのだ。

## 北極圏の法的背景

法体系の創設や多国間の法的手続に関する議論はすでに始まっている。国家間の戦略的交渉では核兵器がその議題とされなければならない。そうでなければ、現状が暗黙の前提になってしまうからだ。すでに存在している条約や北極圏の現状は、有利な出発点を提供してくれている。つまり、次のようなことが前提としてあるからだ。

- ・核兵器や関連する構造物を北極海の海底や下層土に設置することを禁止する海底条約<sup>1</sup>がすでに発効している。
- ・今日、北極圏空域における戦略爆撃機は冷戦時に比べてその重要性を失っている。
- ・北極圏のいくつかの部分はすでに事実上の非核兵器地帯であり、それらは今後徐々に拡大される可能性がある。
- ・軍事的な信頼醸成措置に関する交渉は今開始できる可能性がある。
- ・特に南極条約は注目すべきで、それぞれの締約国はその地域の全ての基地に対して監視員を送る権利を有し、条約の完全遵守に対する非常に強力な信頼醸成措置となっている。
- ・米口間の戦略兵器の削減交渉が再開される予定である。

## 考えられる障害

北極圏を非核地帯にすることは有益であろうが、一方で多くの障害も存在する。米国とロシアは北極海域に核能力を持つ潜水艦を定期的に配備している。ロシア海軍は最新鋭の弾道ミサイル原子力潜水艦を主要基地であるザパドナヤ・リツァに配備しており、パトロール海域は、主に、北極圏にあるバレンツ海、白海、カラ海である。したがって、北極圏非核兵器地帯を設立する議論は、それに見合う米国の軍縮措置が行われて初めて開始されることになるであろう。

いっぽう、核兵器廃絶を支持する新たなうねりがある。それに加えて、影響力のある核廃絶論者のグループが前面に出てきた。07年1月4日と08年1月15日のウォールストリート紙の論説面上で核兵器のない世界を実現するための政策を要求したのだ。これらの論者は、共和および民主両党の国家安全保障に関わったかつての高官のグループであり、米国のリーダーシップの必要性を訴えている。最近になって同様の宣言が英国の前政府高官から出された。米国のフーバー研究所の会議の結果は米口両国に対し核弾頭を500個に制限することを要求した。もしそのような削減が米口の両国によって達成されるとすれば、ロシアは地上移動式大陸間弾道ミサイルに依存することが最善であり、その結果北極海における原潜施設の閉鎖に至る可能性がある。そうすれば、ロシア北極圏は事実上の非核兵器地帯となる道が開けることになる。

## ロシアにおける状況

ロシアとその他の北極圏の国々との最も重要な相違は、ロシアがこの地域に400万の人口を抱えており、その多く

が土着の人々ではないということだ。他の北極圏の国家では圏内の人口は少なく、しかもその大多数は先住民である。ロシアから見たとき、地政学的な現実には軍事的な安全保障がエネルギー安全保障と不可分であるということである。ロシアの北極海域においては、北極圏へのアクセスは「北東」への通路、つまりユーラシア航路を通して行われる。北極圏で大幅に活発化する活動に備えて、砕氷船、原子力船、北極パトロール船、原油採掘施設、耐氷船、軍事基地、沿岸警備施設、衛星監視、人員配置などのために、東（ロシア）も西（米国・カナダ）も何十億ドルもの巨費を費やそうとしている。現時点では、ロシアが西側よりもはるかに多くの装備を持ち、準備が進んでいるように見える。

(略)

## カナダ、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク（グリーンランド）、フィンランドによる地域条約の可能性

変わってはいるが一つの生産的なアプローチは、核不拡散条約第7条が述べているように、「それらの国の領域に全く核兵器の存在しないことを確保するため」現在非核国である北極圏の国々が地域条約を結ぶことであろう。ノルウェー、スウェーデン、フィンランドはすべて北極圏内に領土を有しているが、非核国家である。グリーンランドにはツォレに米軍基地があるが、デンマークは非核兵器国である。カナダは陸地に関してはすでに事実上の非核兵器国である。カナダ北極群島の島々の間を縫う北西航路は、非常に狭くて浅く、潜水艦の操船上も隠密確保の上からも極めて困難が大きい。米国は「肯定も否定も」しないであろうが、この航路は事実上、非核地帯である可能性が高い。北西航路を使った水上交通に対しては、これらの危険な水域における安全を確保するために、核分裂性物質を禁止する国際条約を定めることが確実に必要となるであろう。

北極圏の地域や水域の一部だけを非核兵器地帯として先行して宣言することには問題があるかも知れない。一方で、部分的な解決でも、総合すれば正しい道筋になるかも知れない。北極圏にある非核兵器国が核軍縮交渉に無限の財源を使うことは考えにくいとすると、これらの国の最優先の核政策は核不拡散条約の完全遵守のために圧力を加えることになるであろう。上述したような理由から、米口2か国の核兵器国が北極非核兵器地帯に関心を向けられるような雰囲気生まれるためには、両国が相当な核兵器配備の削減を行わなければならないと考えるのが現実的である。加えて、北極圏の主権国家の間では、多くの問題に関して広範囲にわたる交渉が行われようとしている。それらの多くは海底地域を国土の大陸棚の延長であると主張することに関連している。それらの主張に関係する地域は広大である。すべての関係国は国連海洋法条約（UNCLOS）の条項によってこれらの主張を解決することに同意している<sup>2</sup>。協力の雰囲気を維持することが互いにとってはお互いに利益になるであろうが、北極非核兵器地帯を前に進めようとする圧力は、緊張の種を生むことになるであろう。

これらの困難にもかかわらず、また、軍事活動が増加すると予測されてさえいるのだから、北極圏の人々は核兵器の脅威から安全を確保し、核兵器強化を防止する活動に従事する権利を有する。北極圏諸国の話し合いの背景には、北極圏非核兵器地帯の達成という目標を受け入れている

という現実がある。したがって、個々の国家が、たとえば2国間の戦略交渉などを通して作業を開始することによって、この予想される困難に備える必要があるであろう。


### 非核兵器地帯としてのカナダ

たとえば北西航路において、カナダの部分的非核兵器地帯を宣言することは、相反する領土主権の主張を焦点化させるため困難であろう。現状は米加両国にとって比較的受け入れられるものなのである。特定の部分を非核地帯として選び出すというよりは、むしろ、カナダ政府の展望としては国全体を非核兵器地帯として宣言する方が容易であろう。この宣言を可能にする法的措置は、2006年6月のバンクーバー「世界平和フォーラム」のベフ・デロング女史の論文の中で広く議論された。

一般的に、非核兵器地帯のための立法は一国だけのものではない。しかし、カナダがこのような行動をとれば、説得力を持ったリーダーシップを示すことになるであろう。これは他の北極圏の非核兵器国との地域条約を結ぶことの十分な理由になりうるだろう。ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク（グリーンランド）は北極圏内の領域に関して非核兵器地帯を宣言することも可能であり、この活動が積み重なって米国やロシアに対してモデルを提供する効果を生むであろう。

### 南極との比較

もうひとつの極地、つまり南極との法的・政治的枠組み

の比較は興味深い、状況は大きく異なる。(北極においては)諸国は、石油や鉱物の探索のような経済活動の保護のために武力行使に訴えるかもしれない。南極の場合、無用の対立関係にさらされ軍事化を招く可能性が知られていた。1988年に南極の鉱物資源活動規制に関するウェリントン条約(CRAMRA)が採択された。1991年には、南極条約への環境保護議定書(マドリッド議定書)が南極の環境の包括的な保護を定め、南極を平和と科学のための自然保護地区として指定し、鉱物探索を無期限に禁止した。北極圏の水が溶けて海面が開ければ環境が危機にさらされることは間違いないので、環境保護の分野で、マドリッド議定書やウェリントン条約が出発点として役立つ可能性がある。例えば、原油流出の処理や資源探索の規則に関して国際協定が不可欠となる。このような国際的に合意される北極条約について作業を開始することが、北極圏非核兵器地帯が北極圏にあるすべての国々にとって望ましいものであるという期待を生み出す威嚇的でない手段となりうるであろう。(訳: 畑宗太郎、ピースデポ。見出しは訳者) 

注

- 1 領土から12海里より外側の海底に核兵器又は大量破壊兵器を設置することを禁止した条約。72年5月に発効。
- 2 米国はUNCLOSに署名していないが、米議会は精力的に検討している。実際問題としてUNCLOSの規定が基準となっている。たとえば、米国とカナダは協力してデータを収集している。

## 米議会で 「水上艦原子力化」法 が成立

# 皮切りは MD巡洋艦か？ イージス艦後継

### 水上戦闘艦原子力化計画

原子力空母「ジョージ・ワシントン」の横須賀母港化が目前に迫り、原潜「ヒューストン」の放射能漏洩問題の日米政府の「幕引き」への不信が深まる今、米国は、現在の空母、潜水艦以外の水上戦闘艦に原子力動力を拡大するという野心的な方針を決定し、実行に移そうとしている。

2006会計年国防認可法(公法109-163)第130節は、海軍に対して、水上戦闘艦及び水陸両用作戦艦の代替推進力に関する詳細な分析を行い、06年11月までに結果を議会に提出するよう命じた。石油資源の偏在、価格高騰、そして産油国の政治的不安定といったエネルギー確保上のリスクを回避することが主たる目的とされた。「代替推進手段」には、論理的には風力、太陽光等の自然エネルギーが含まれるが、検討の主眼は原子力である<sup>1</sup>。

この命令に従って行った研究の結論について、海軍は、07年3月の議会委員会での証言において、要旨次のように説明した<sup>2</sup>。

※艦船の排水量は、原子力と通常動力のどちらを選択するかにあたっての指標として適切ではない。むしろ、ライフサイクル全体及びピーク時のエネルギー消費量を考慮するべきである。

※原子力推進艦の初期調達コストは、2007会計年ベースで、水上戦闘艦の場合には約6億ドル、水陸両用艦の場合は8億ドル、通常動力艦よりも高価となる。

※これら初期コストを含めたライフサイクル・コスト分析の結果、原油価格が1バレル70ドル~225ドルの範囲内では、排水量21,000~26,000トンの中型艦の原子力化を検討するべきであることが明らかになった。

※一方、より小型の艦船や水陸両用作戦艦は、ライフサイクル・コスト上、原子力化に適していない。

※原子力艦が通常動力艦に対して持つ優位性は、緊急時における作戦海域への急派に要する時間の短縮及び作戦区域における作戦継続時間の延長である。これは主に給油が不要であることに起因する。

### 08年国防認可法

これを受けて、08年1月28日に成立した「08年国防認可法」(公法110-181)には、今後調達する主要艦船(潜水艦、航空母艦、巡洋艦、戦艦等)は、原則として「統合原子力システム」を具備した原子力艦でなければならないとする条項が明記された(8ページに部分訳)。「統合原子力システム」とは、艦船が必要とする電力エネルギーのすべてを原子炉によって供給する統合的システムである。従来の原

## 資料

2008 会計年国防認可法  
(08 年1 月28 日、公法110 - 181) の抜粋

### 第1012 節 合衆国海軍打撃戦力の主要戦闘艦船 に関する政策

(a) 統合原子力システム—すべての新級艦船を含め、合衆国海軍打撃戦力の主要戦闘艦船は、統合原子力システムを具備して建造するのが合衆国の政策である。

(b) 原子力艦船要求に当たっての要件—合衆国海軍打撃戦力の新級主要戦闘艦船のための予算要求を議会に提出する際には、当該要求は統合原子力システムを具備した艦船を対象とするものでなければならぬ。ただし、国防長官が当該艦船に統合原子力システムを装備することが国益に反する旨を、予算要求と同時に通知する場合にはこの限りではない。

(c) 定義—本節において、

(1) 合衆国海軍打撃戦力の主要艦船—「合衆国海軍打撃戦力の主要艦船」とは以下を意味する。

(A) 潜水艦。

(B) 航空母艦。

(C) 巡洋艦、戦艦、もしくは空母打撃団、遠征打撃団及び海上基地を構成する艦船の防衛が主要任務に含まれるその他の大型水上艦船。

(2) 統合原子力システム—「統合原子力システム」とは、海軍原子炉をエネルギー源として用い、戦闘システムと推進モーターを含む艦船の所要電力負荷を供給するに十分な電力エネルギーを発生させる艦船の工学システムを意味する。

(3) 予算—「予算」とは連邦法典第31 章第1105 節に基づき、大統領が議会に提出する予算を意味する。

(訳：ピースデポ)

原子力艦が原子炉で発生した蒸気によってタービンを回して推進力を得ているのに対して、同システムでは、原子炉はもっぱら発電に用いられ、推進力は電動モーターによって得る。

「08 国防認可法」は、今後の主要戦闘艦船は原則として原子力推進とすることを、「統合原子力システム」という工学的手法を指定して海軍に義務付けたのであった。その対象は今後さらに広がる可能性がある。現在審議中の「09 年国防認可法」(H.R.5658/S.3001)には、「排水量15,000 トン以上の水陸両用作戦艦」を同システムの対象に加える修正条項が導入された。

## MD 巡洋艦の原子力化を優先

「08 年国防認可法」の成立過程において、議会は、現在計画の次期誘導ミサイル巡洋艦(CG(X))を「統合原子力システム」の優先的な装備対象とし、その実現可能性を詳細に検討するよう海軍に命じた。

海軍は、現在のイージス巡洋艦22隻を、それらが退役する2021年から29年の間に、ミサイル防衛(MD)能力を向上させた新級のCG(X)19隻に段階的に置き換えることを計画しており、2011年に1番艦、13年に2番艦の調達を決定する予定である。

海軍はCG(X)の原子力化についての方針をまだ公表していない。しかし、原子力化が望ましい理由を次のように説明している。

第1には、CG(X)の作戦システムが膨大な電力を必要とすることである。現在の「イージスシステム」よりも向上された弾道ミサイル防衛(MD)能力を持つとされるCG(X)に搭載されるレーダー・システムの出力は、海軍によれば、

30~31メガワットに上る。これは、現存する巡洋艦、駆逐艦のレーダーの数倍の出力である。

第2の理由として海軍が強調するのは、CG(X)の急派能力、作戦継続期間が原子力化によって格段に向上するという点である。空母がすべて原子力化される中で、空母打撃団(CSG)を構成するCG(X)が通常動力のままでは、CSGの機動性と継戦能力がCG(X)の給油サイクルによって規定されてしまう。原子力化すればこのジレンマは解消される。

海軍は、CG(X)の船体は次世代ミサイル駆逐艦、原子炉は原子力空母の設計を採用することによって、建造コストの節約が可能であるとも説明している<sup>4</sup>。

一方、08年5月22日に更新された議会調査サービス(CRS)報告書<sup>5</sup>は、初期コスト、ライフサイクル・コストのさらなる精査が必要であることに加え、原子力艦建造の認証を受けた造船所の不足など、CG(X)の原子力化には、多くの課題がある指摘している。しかし、CRSも「CG(X)の原子力化」そのものには否定的な見解を示していない。

このように、「統合原子力システム」の採用はさておいても、CG(X)の原子力化は大きな流れとなりつつある。

## 横須賀、日本にとっての意味

CG(X)の原子力化は、日本に対して測り知れない影響を与える。

横須賀には現在9隻のイージス艦が母港を置いており、うち2隻(CG63「カウペンス」とCG67「シャイロー」)がイージス・ミサイル巡洋艦である。すなわち、CG(X)が原子力化されれば、2020年代には、横須賀が空母を含む複数の原子力艦の母港になる可能性がある。それだけではない。イージス艦は、07年の1年間に述べ14回日本の民間港に入港している。これらの民間港が将来、「原子力艦入港」という深刻な状況に直面する可能性も高まるであろう。

CRS報告は、「原子力推進艦は、反核感情の強い国では、通常艦に比べて歓迎されにくい」と指摘した。そして、海外母港の近くにメンテナンス施設を置くことが作戦上好ましいことを考慮すれば、将来、「母港の立地そのものを見直す必要が生じるかもしれない」と示唆している。

横須賀市の原子力空母「ジョージ・ワシントン」受け入れが、「08 年国防認可法」を後押ししたことは言うまでもない。裏を返せば、米国の原子力艦政策は、絶えず日本の動向、とりわけ市民の反核感情を代弁するとみなされる自治体を視野に入れて検討されてきた。この構図は、今後も変わらない。9月25日の「ジョージ・ワシントン」の横須賀入港によって新局面に入る原子力艦と市民感情の相克は、米国の「水上艦原子力化計画」の帰趨に大きな影響を与えるであろう。

「原子力艦拒否」の民意が、横須賀市民のみならず日本市民全体のものとなり、それが自治体や政府を動かす時、米国の計画は大きな壁に直面するだろう。(田巻一彦) **M**

注

1 本誌262-3号(06年9月1日)。

2 07年3月1日、「下院軍備委員会・海洋及び遠征戦力小委員会」における4人の海軍高官の証言。[http://armedservices.house.gov/pdfs/SPEFuclear030107/Multi\\_Testimony030107.pdf](http://armedservices.house.gov/pdfs/SPEFuclear030107/Multi_Testimony030107.pdf)

3 同上。

4 同上。

5 「海軍原子力推進水上艦：背景、課題及び議会の選択肢」(RL33946)。  
[www.fas.org/sgp/crs/weapons/RL33946.pdf](http://www.fas.org/sgp/crs/weapons/RL33946.pdf)



# 視野狭さくに陥ったIAEA

米印原子力協定（以下「米印協定」と略）をめぐる一連の国際的動きは、核兵器国の身勝手な本性をむき出しにしたものであった。

中でも主役を演じた米国の言い分は、どう好意的に見ても聞き苦しかった。「インドは民主主義国家だから」「インドは他国に核拡散をする恐れのない国家だから」などと、子供だましの理由を上げて、自国の原子力産業界が巨大市場のインドに投資できる野心を取り繕おうとする。米国に遅れてはならじとロシア、フランス、イギリスの核兵器国も、米印協定を黙認することによって、インド市場への参入を計ろうとしている。

こうした情勢下で国際原子力機関（IAEA）の果たした役割は、結果的に米印協定成立への追い風となった点でその責任はきわめて重い。8月1日に開かれたIAEA理事会は「インドに対する保障措置（一般的には核査察を指す）の対象が広がり、核不拡散措置が強化される」との理由から、全会一致で保障措置協定案を承認した。だが内実は多くの問題点を包み込んだものであった。インドの核関連22施設中、民生用の14施設をIAEAの保障措置下に置くことを強調し、現在の6施設だけよりも対象が拡大する点を評価している。ところがこれによって軍事用の既存施設はすべて対象外とされ、事実上IAEAはインドの核兵器開発を公認したに等しい。しかも今後の施設増に際して、軍事用か民生用かを判断するのはインド側に委ねられるという“あいまい”さにも目を付けた。

1970年に発効したNPTはその第3条で、NPTに「加盟している」すべての非核兵器国に対し、IAEAの保障措置を受諾することを義務づけている。言うまでもなく保障措置の目的は、原子力が平和利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されるのを防ぐことにある。にもかかわらずインドは終始NPTへの加盟を拒否し続けたばかりか、国際世論の反対を無視して核実験を強行した国でもある。こうした基

本原則を弁えない「非加盟国」インドに対して、IAEAがNPTや「包括的核実験禁止条約」（CTBT）への加盟を前提条件にすることもなく保障措置協定案を承認したことは、自らNPTの「特例扱い」に手を貸したと批判されても反論はできない。IAEAの業務対象が拡大することにのみ価値を見出すのであれば、たとえ190カ国が支持するNPT体制全体の崩壊につながったとしても我関せずと言うのであろうか。

IAEA理事国35カ国の1つである日本は、同時に米印協定発効に必要な原子力供給国グループ（NSG）の一員でもある。しかも日本政府は常々、被爆地が頼んだ覚えはないのに、外に向かって唯一の被爆国日本を売り込んでいた。またNPT体制はあくまで維持、強化すべきものと繰り返し主張してきた。それなのに8月に開かれたNSGの協議では、米印協定に反対なのか賛成なのかの姿勢を明らかにせず、北欧諸国やオーストリア、ニュージーランドなどの「インドになぜ例外が許されるのか」「無条件のままでは承認できない」といった強い意見にもっぱら委ねていたらしいことが伝えられた。しかもあろうことか、9月初旬の協議では賛成に回る意思を固めた、との報道さえある。

日本政府の主体性の無さは今に始まったものではないが、今回のこうした態度は決して許されることではない。しかもその理由たるや、インドとIAEAの間で保障措置協定が結ばれたことや、インドの原子力平和利用は地球温暖化防止に役立つと判断したためという。これではヘレン・カルディコットの「狂気の核武装大国アメリカ」の著作を読むまでもなく、現代の核爆弾による地球環境破壊のすさまじさの前には、そんなヤワな理屈など吹き飛ばされるに違いない。



特別連載エッセー●31

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

## 被爆地の一角から

土山秀夫

# 日誌

2008.8.21~9.5

作成 塚田晋一郎、新田哲史

NBC = 核兵器、生物兵器、化学兵器 / NPT = 核不拡散条約 / NSG = 核供給国グループ / SACO = 沖縄に関する特別行動委員会

- 8月21日 米原子力空母ジョージ・ワシントン、5月に起こした火災の修理を終え、カリフォルニア州サンディエゴ海軍基地から横須賀に向け出港。
- 8月22日 ロシアのセルジュコフ国防相、ロシア軍のグルジアからの撤退が完了したとの談話。グルジア内務省は、撤退は完了していないと述べる。
- 8月22日 NSG臨時総会、米印核協定の例外扱いの結論を先送りし、閉幕(21日-)。
- 8月23日 政府、9月下旬からの国連総会に、「すべての核兵器保有国」に核軍縮を求める決議案をオーストラリアと共同提出する方針を固める。
- 8月24日 陸自による毎年恒例の国内最大規模の実弾射撃演習「富士総合火力演習」が一般公開。実弾約 44トン(3億 6千万円相当)の大半を使用。
- 8月24日付 ロシアがシリアに対し、イスラエルを射程に収めるミサイルの供与を検討開始。オルメルト・イスラエル首相は 9月上旬にも訪ロの方針。
- 8月24日付 イラクに派遣された米三沢基地のF16戦闘機が07年8月、アフガン東部のタリバン拠点を空爆する秘密任務を遂行していたことが判明。
- 8月25日 米民主党、「核兵器のない世界」を追求し、具体的な措置を取る。核兵器廃絶が米国をより安全にする」等盛り込んだ政策綱領(大統領選公約)を採択。
- 8月25日 北朝鮮、寧辺原子炉など核施設 3カ所の無能力化を中断したことを明らかに。朝鮮中央テレビ。
- 8月27日 国連軍縮会議、さいたま市で開催(～ 29日)。ハナロア・ホッペ国連軍縮部長が出席。17か国の核問題担当者が参加。
- 8月27日 宇宙基本法施行。
- 9月1日 福田康夫首相、辞任表明。
- 9月1日 首都圏の各都県、政令市の「八都県市合同防災訓練」、横須賀新港埠頭をメイン会場に実施。在日米軍は揚陸艦エセックスを投入。
- 9月1日 長崎市議会、米印核協定に反対の意思を示し、日本政府に対し協定発効に反対

するよう求める決議を全会一致で可決。

- 9月1日 豪スミス外相、露との原子力平和利用協定の批准について、グルジアへの軍事介入を理由に見直しもあり得るとの姿勢を示す。
- 9月1日 米共和党、党綱領採択。「他の核兵器保有国にも働きかけながら、核兵器削減を追求」。
- 9月2日 G8下院議長サミット、広島で開催。河野洋平衆院議長、「NPTの強化」を含む議長総括。ペロン米下院議長らが原爆慰霊碑に献花。秋葉忠利広島市長や被爆者らと面談。
- 9月2日 静岡県追手町消防署、JR静岡駅前広場を会場に、NBC災害(核兵器、生物兵器、化学兵器による攻撃)対応の消防演習を初めて実施。
- 9月3日 サルコジ仏大統領、シリアを訪問、アサド大統領と会談し、シリアに対しイラン核問題の打開に向けた協力を求める。
- 9月4日 北朝鮮が、核施設の復旧作業を開始したと米側に事前通告していたことが判明。東亜日報。

## 沖縄

- 8月21日 米軍事事故対応現地緊急対策チーム(内閣官房沖縄危機管理室と沖縄防衛局)と米海軍在沖艦隊活動司令部、キャンプ・シールズ内で合同図上訓練。
- 8月22日 日米合同委員会、日本側が嘉手納基地内に建設した中学校の米側への提供に合意。建設費約 40億円は日本負担。
- 8月22日 林防衛相、19～20日の初訪沖縄、「普天間飛行場移設を含めた米軍再編を大きなチャンスと捉え、全力で取り組まなければならない」と会見。
- 8月22日 東門沖縄市長、米原潜ヒューストンの冷却水漏れ事故を受け、過去の原潜の検査結果の公表や、原潜寄港中止を求める抗議、要請文を日米政府に送付。
- 8月25日 泡瀬干潟を守る連絡、中城湾港泡瀬沖合い公有水面埋め立て事業の工事阻止座り込みを解除。
- 8月25日 県企画部、米軍再編に伴う嘉手納以南の基地返還を控え、返還跡地の「有効利用ビジョン」策定に向け、検討基礎調査の報告書をまとめた。
- 8月27日 防衛省09年度概算要求が明らかに。在日米軍再編では、省内に Guam 移転事業室(仮称、定員40人)を設置し、移転の推進体制を確立する。
- 8月27日付 防衛省、09年度概算要求に普天間飛行場の米軍ヘリ飛行状況調査のため、約 2億800万円を盛り込む決定。
- 8月27日付 米原潜寄港時の大気中放射能調査を、軍事機密保持のため艦船から 50m以内では行わないとの日米間の密約の存在が、米公文書により判明。
- 8月27日 日米合同委員会、米海兵隊牧港補

## 夏季カンパのご報告と御礼

合計400,940円、ありがとうございました(集計:7月15日～8月31日)。

皆さまから、目標額(30万円)を大幅に上回るカンパをいただきました。ご理解とご協力に感謝いたします。(ピースデポ一同)

- 給地区の提供保安水域を全面返還することで合意。返還水域面積は約 12ヘクタール。
- 8月29日 防衛省、09年度予算の概算要求を了承。沖縄関係経費は1608億5800万円。
- 8月29日 米軍キャンプ・ハンセン内レンジ9内で山火が発生。火災原因は実弾射撃訓練。
- 8月29日 外務省、県とうるま市に、米大使館から原潜ヒューストン放射能漏れ事故の「最終報告」があったことを通知。パルプから放射能を含んだ水が染み出し「自然に存在する濃度と同程度」としている。
- 8月30日付 沖縄防衛局の普天間飛行場周辺のヘリコプター飛行経路調査(8月29日～9月3日)で、調査期間のうち、4日間は米軍の休日であることが判明。
- 8月31日付 SACO合意に基づく地位協定の運用改善措置で、米軍関係者に加入が義務化された任意自動車保険について、加入逃れの実態があることが判明。
- 9月1日付 米海軍施設技術司令部太平洋支部、在沖米海兵隊 Guam 移転に伴う初の入札公告。基地施設新設や改修、棧橋や岸壁、浚渫など。予算は 1億ドル。
- 9月1日 県による普天間飛行場周辺の07年度騒音測定結果で、1日あたりの騒音発生回数が9カ所の測定局全てで前年度より増加したことが判明。

## 今号の略語

- CRS=(米)議会調査サービス
- CSG=空母打撃団
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICC=国際刑事裁判所
- MD=ミサイル防衛
- NPT=核不拡散条約
- NWC=核兵器禁止条約
- UNCLOS=国連海洋法条約

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>  
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁):会員の方に付いています。●「(定)」:会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、津留佐和子、中村和子、畑宗太郎、華房孝年、渡邊浩一、梅林宏道